

不祥事根絶に向けた校内ルール

茨城県立筑波高等学校長

本校では、日頃より教職員一同、服務規律の確保に努め、「地域に支えられ、地域を支え、地方創生に貢献できる人財を輩出する学校」を目指して教育活動に取り組んでいるところです。

しかしながら、全国的に見ると教職員による不祥事が発生していることは、学校教育に対する信頼が著しく損なわれる状況にあると捉えております。

このようなことから、この度、校内ルールを設け、私たち教職員が共通認識のもと、不祥事が生じないよう取り組んでまいります。

1 交通法規遵守について

- ・ 日頃より職場全体で交通法規を遵守する意識の醸成に努めるとともに、飲酒運転・ながら運転は絶対にしない。
- ・ 飲酒をする場合は、事前に帰りの交通手段を確保するなど帰りの交通手段について互いに確認し合い、飲酒運転を生む環境を作らない。
- ・ 時間に余裕をもった行動、飲酒した翌朝に車を運転する場合は、飲酒する前からの自己管理を徹底する。

2 生徒指導（体罰・わいせつ行為未然防止）について

- ・ 体罰・わいせつ行為につながらないように、日頃から心に余裕をもち、指導を焦らず、自らの言動に注意するとともに、教職員間でもお互いの啓発に努める。
- ・ 面談時等は可能な範囲での複数対応や教室等の整理整頓など、未然防止対策を講じる。

3 情報管理について

- ・ 個人情報取扱規程等、情報関係の校内規程について確認し、共通理解を図る。
- ・ 特に、情報資産を校長の許可を得ずに職場外に持ち出さない、不審なメールの添付ファイルを安易に開かない、メールの誤送信を起こさない、ユーザーIDやパスワードを管理するなど、セキュリティ対策を徹底する。

4 会計管理について

- ・ 可能な限り現金を扱う機会を減らすため、徴収や支払い方法の改善に努める。
- ・ 会計業務を複数でのチェック体制とし、適切な処理、明瞭な監査を心掛ける。
- ・ 現金や貴重品を必要以上に校内に持ち込まない。職員室等の施錠を徹底する。

5 ハラスメント行為未然防止について

- ・ 自分の常識は必ずしも相手に通用しないことを認識するなど、円滑な業務遂行に向け、教職員同士のコミュニケーション・情報共有を図る。
- ・ アンガーマネジメントを身に付けるなど、自己中心的な考えや行動を改め、相手の立場に立った言動を心掛ける。

6 その他

- ・ 「One Ibaraki」等を活用し、定期的にコンプライアンスの確認や研修を行う。